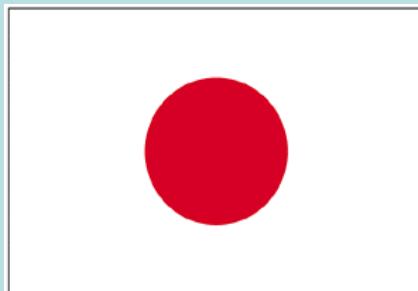


日本・チリ経済連携協定について

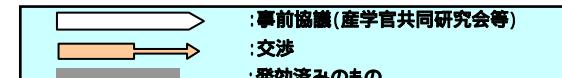
財務省 關稅局 參事官室(國際調查担当)



2007年9月



各國とのEPAの進捗状況



The timeline diagram illustrates the process of revising the Framework Agreement and its implementation across various countries and ASEAN. The horizontal axis represents time from 2002 to 2008. Vertical arrows indicate the progression of events for each country and the ASEAN framework.

- 2002年:** 11月発効 (November 2002)
- 2003年:** 4月発効 (April 2003)
- 2004年:** シンガポール (Singapore) 4月発効 (April 2004), メキシコ (Mexico) 1月 (January), 9月署名 (September Signature)
- 2005年:** フィリピン (Philippines) 2月 (February), タイ (Thailand) 1月 (January), 12月署名 (December Signature)
- 2006年:** マレーシア (Malaysia) 7月発効 (July 2006)
- 2007年:** 協定の見直し (Review of the Agreement), チリ (Chile) 9月署名 (September Signature), 4月3日署名 (April 3, 2007 Signature), 9月3日発効 (September 3, 2007 Effect), インドネシア (Indonesia) 7月 (July), ブルネイ (Brunei) 6月 (June), 共同検討会合 (Joint Review Meeting)
- 2008年:** ベトナム (Vietnam) 1月 (January), 8月大筋合意 (Major Agreement in August), ASEAN全体 (ASEAN Overall) 4月 (April)

注)GCCはアラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーンの6ヶ国で構成。

準備会合 6月

9月

GCC (注)

1月 インド

12月

4月 豪州

研究

1月 5月 スイス

発効済: 4 シンガポール(発効:2002.11)、メキシコ(発効:2005.4)
マレーシア(発効:2006.7)、チリ(発効:2007.9)

署名済: 4 フィリピン(署名:2006.9)、タイ(署名:2007.4)
ブルネイ(署名:2007.6)、インドネシア(署名:2007.8)

大統合章: ASEAN全体(大統合章:2007.8)

交渉由: 6 韓国、GCC、ベトナム、インド、臺州、スイス

チリ概況について

▶ 基礎データ

国土: 約76万平方キロメートル(日本の約2倍)

人口: 約1,630万人(2005年世銀) (スペイン系75%、
その他欧州系20%、先住民系5%)

首都: サンティアゴ

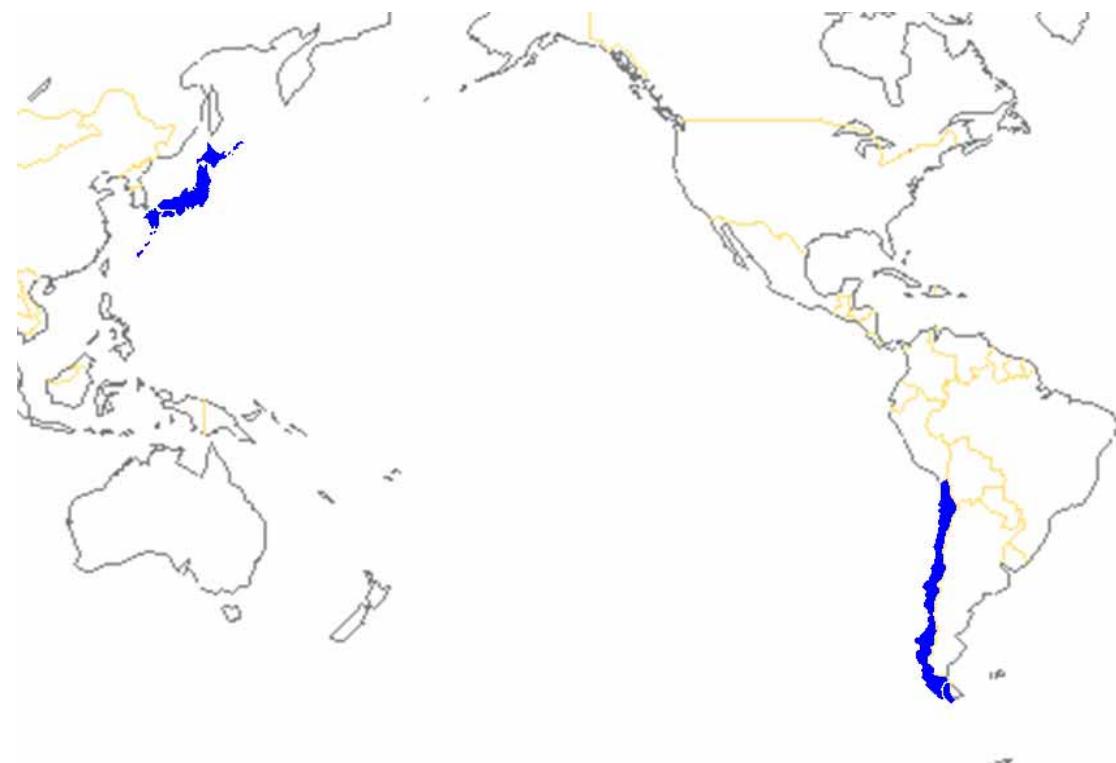
言語: スペイン語

元首: ミシェル・バチェレ・ヘリア大統領
(任期4年、連続再選不可)

GNI: 956.6億米ドル(2005年世銀)

一人当たりGNP: 5,870米ドル(2005年世銀)

経済成長率: 4.0% (2006年世銀)

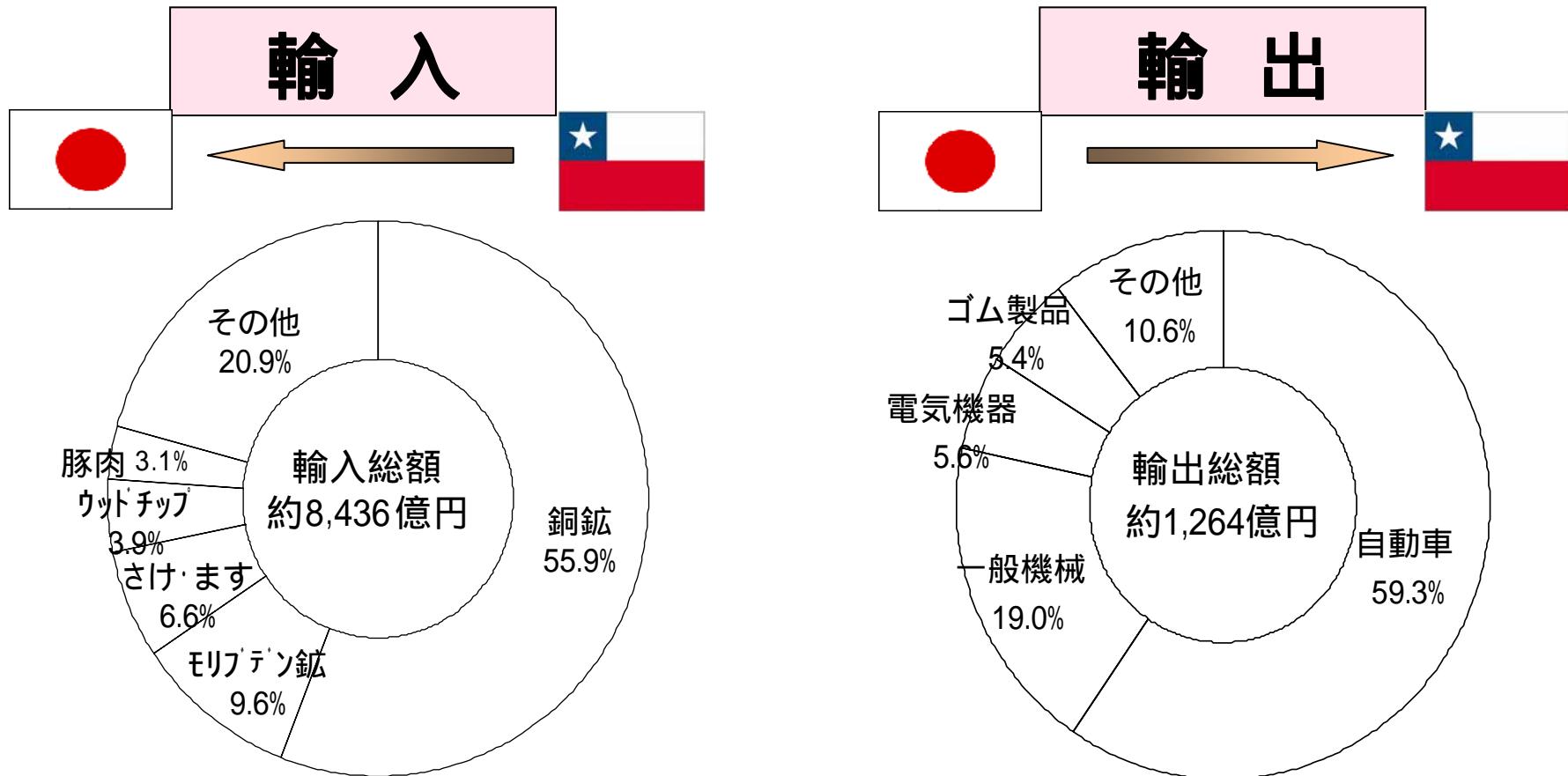


▶ 二国間関係

1897年日本チリ修好通商航海条約署名

(出典: 外務省HP)

対チリ貿易構造



- ▶ 日本にとって第19位の輸入相手国¹
- ▶ チリにとって第2位の輸出相手国²

- ▶ 日本にとって第50位の輸出相手国¹
- ▶ チリにとって第8位の輸入相手国²

(出典)1: 2006年財務省貿易統計

2: 2006年IMF-DOTS

日・チリ経済連携協定について

➤ 経緯

2004年11月：日・チリ首脳会談で協定の締結の可能性を検討するための产学研官の共同研究会立上げに合意

2005年 1月：共同研究会を開始

2005年11月：日・チリ首脳会談で協定交渉開始に合意

2006年 2月：両国政府による交渉開始

2006年 9月：両国首脳間で本協定の主要点について大筋合意

2007年 3月：両国外務大臣が協定に署名

日・チリ経済連携協定について

▶ 本協定の目的(第2条)

- (a) 物品の貿易を自由化すること。
- (b) サービスの貿易を自由化すること。
- (c) 投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。
- (d) 政府調達に両締約国の供給者が参加する機会を増大させること。
- (e) 知的財産の十分な保護を提供し、この分野における協力を促進すること。
- (f) 競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。
- (g) ビジネス環境を整備すること。
- (h) 紛争を防止し、解決するための効果的な手続を創設すること。

日・チリ経済連携協定について

▶ 意義

- ・日本企業による対チリ貿易・投資環境の改善
(チリは米、EU、韓国、中国等40ヶ国以上とFTA締結済み)
- ・銅を中心とする鉱物資源の安定供給確保
(チリは、銅、モリブデン等の対日最大供給国)
- ・日本から南米地域への経済進出拠点の確保
(政治民主化・経済発展 南米の模範国、域内で多くのFTA等を締結)

協定の構成(その1)

第1章 総則

協定の目的、行政手続の透明性、情報の開示等

第2章 一般的定義

用語の定義

第3章 物品の貿易

関税の撤廃、二国間セーフガード 等

第4章 原産地規則

原産品の認定、原产地証明書の発給 等

第5章 税関手続

税関手続きの透明性の確保、簡素・調和化 等

第6章 衛生植物検疫措置

照会所の指定、作業部会の設置 等

第7章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

両国の協力、小委員会の設置 等

第8章 投資

投資活動に対する内国民待遇、投資家の保護 等

第9章 国境を越えるサービスの貿易

サービス提供者に対する内国民待遇、最惠国待遇供与 等

第10章 金融サービス

内国民待遇、金融機関の市場アクセス等

協定の構成(その2)

第 11 章

商用目的での国民の
入国及び一時的な滞在

商用訪問者等の入国
及び一時滞在 等

第 16 章

紛争解決

協定の実施、解釈等
に関する両国間の紛
争の解決の規則 等

第 12 章 政府調達

政府調達に関する内
国民待遇及び無差別
待遇 等

第 17 章 委員会

協定の実施、解釈等に
ついて検討、勧告する
委員会の設立 等

第 13 章 知的財産

十分、効果的かつ無
差別な知的財産の保
護 等

第 18 章 例外規定

一般的例外、安全保障
のための例外 等

第 14 章 競争

競争当局間の協力
等

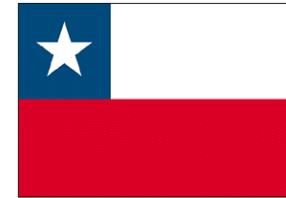
第 19 章 最終規定

協定の発効、終了 等

第 15 章 ビジネス環境の整備

民間からも参加可能
な小委員会の設置等

協定の概要： 物品の貿易



➤ 鉱工業品

- ✓ ほぼ全ての品目は、10年以内に関税撤廃
- ✓ 精製銅(3%) 10年間での段階的撤廃

往復貿易額の約92%が無税¹

➤ 鉱工業品

- ✓ 自動車(乗用車、貨物自動車等)(6%) 即時撤廃
- ✓ 一般機械(6%) 即時撤廃
- ✓ 電気電子製品(6%) 即時撤廃

輸出額の99.8%が無税²

➤ 農林水産品等

- ✓ ギンザケ・マス(3.5%) 10年間での段階的撤廃
- ✓ ワイン(ボトル)(15%又は125円/ のうちいずれか低い税率。ただし、下限税率67円/) 12年間での段階的撤廃
- ✓ 牛肉(冷凍)(38.5%)、豚肉(部分肉)(4.3%)、鶏肉(冷凍骨なし)(11.9%)等 関税割当の設定

輸入額の90.5%が無税³

(注)上記品目等は参考までに例示したもの。また、括弧内の税率は2005年の実行税率(MFN税率)。

(出典)1: 2005年財務省貿易統計、チリ貿易統計

2: 2005年チリ貿易統計

3: 2005年財務省貿易統計

協定の概要：日本側譲許表（附屬書1）

			関税率表番号	1
			品名	2
			基準税率	3
二二〇四・一 二二〇四・一〇 二二〇四・一一	他のもの	その他 のぶどう酒及び ぶどう搾汁でアルコー ル添加により発酵を止めたもの —リットル以下の容器入りにしたもの シロリー、ポートその他の強化ぶどう酒	ビール ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮の ぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾 汁（第二〇・〇九項のものを除く。） スパークリングワイン	
一五〇%（その率が一リット ルにつき一一五円の従量 税率より高いときは一 リットルにつき六七円の 従量税率より低いときは、 それぞれ当該従量税率）	円	一リットルにつき一一 二二〇四・一〇 二二〇四・一〇〇 二二〇四・一〇〇〇 二二〇四・一〇〇〇〇	一リットルにつき一四五 円六〇銭	
* B 12	B 10	B 12	A	区分
11				注釈

3. 基準税率

関税が毎年均等に引下げる
れる品目について、引下げ
が開始される基準となる税
率を表示

4. 区分

関税の引下げ・撤廃等の
区分(方式)を記号で表示

5. 注釈

「4. 区分」の記号が示す
内容の注釈(補足)を数字
で表示

協定の概要：日本側譲許表（区分）

表 4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から「n+1回目」で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 $n = 5, 7, 10, 12, 12^*, 15,$ 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
P	協定の発効日から均等な関税の引下げにより、削減	段階的関税引下げ品目 対象品目：ワッフル及びウェハー、落花生の調製品の一部 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
Q	関税割当を設定	対象品目：牛肉、牛のくず肉、豚肉、鶏肉、トマトピューレー・ペースト
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再協議品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

協定の概要：日本側譲許表（注釈）

表 5 欄	内 容
1	(牛肉)関税割当の条件(割当数量:1年目1,300トン 5年目4,000トン、枠内税率:1,2年目34.6%、3~5年目30.8%)
2	(豚肉)関税割当の条件(割当数量:1年目32,000トン 5年目60,000トン、枠内税率:部分肉の従価税部分2.2%、加工品の従価税部分4.3%等)
3	(牛のくず肉)関税割当の条件(割当数量:1年目600トン 5年目750トン、枠内税率:1,2年目11.5%、3~5年目7.6%等)
4	再交渉の時期(協定発効後 5年目)：オレンジ、あわび等
5	(鶏肉)関税割当の条件 (割当数量:1年目3,500トン 5年目5,500トン、枠内税率:1,2年目10.7%、3~5年目8.5%)
6	再交渉の時期(協定発効後3年目)：チーズの一部
7	均等な関税引下げ税率：ワッフル及びウエハー
8	(トマトピューレー・ペースト)関税割当の条件(割当数量:1年目3,700トン 5年目5,000トン、枠内税率:無税)
9	均等な関税引下げ税率：落花生の調製品(砂糖を加えたもの)の一部
10	均等な関税引下げ税率：落花生の調製品(その他のもの)の一部
11	均等な関税引下げ税率：ボトルワイン

協定の概要：日本側譲許表（関税割当制度）

管理方式	内 容
輸出国管理方式	<p>➤ 物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し、<u>チリの関税割当証明書を発給する機関が輸出ごとに発給する証明書に基づき</u>、約束数量の範囲内で先着順に割当てを行い、<u>関税割当証明書を発給する</u>。（関税暫定措置法第8条の6第2項）</p> <p>牛肉（冷凍牛肉）、牛のくず肉（冷凍した舌・肝臓等）、豚肉（部分肉、加工品等）、鶏肉（冷凍骨なし肉） 注釈番号 1、2、3、5</p>
輸入国管理方式	<p>➤ 物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で、事前に割当てを行い、<u>関税割当証明書を発給する</u>。（関税暫定措置法第8条の6第1項）</p> <p>トマトピューレー・ペースト（トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの） 注釈番号 8</p>

協定の概要：日本側関税譲許パターン等

毎年段階的に関税を均等に引下げを行う例

(例) 7年間(8回の引下げ)で段階的に関税を撤廃する品目

基準税率3.0% 区分 B7

(MFN税率6.0%)

基準税率：3.0%

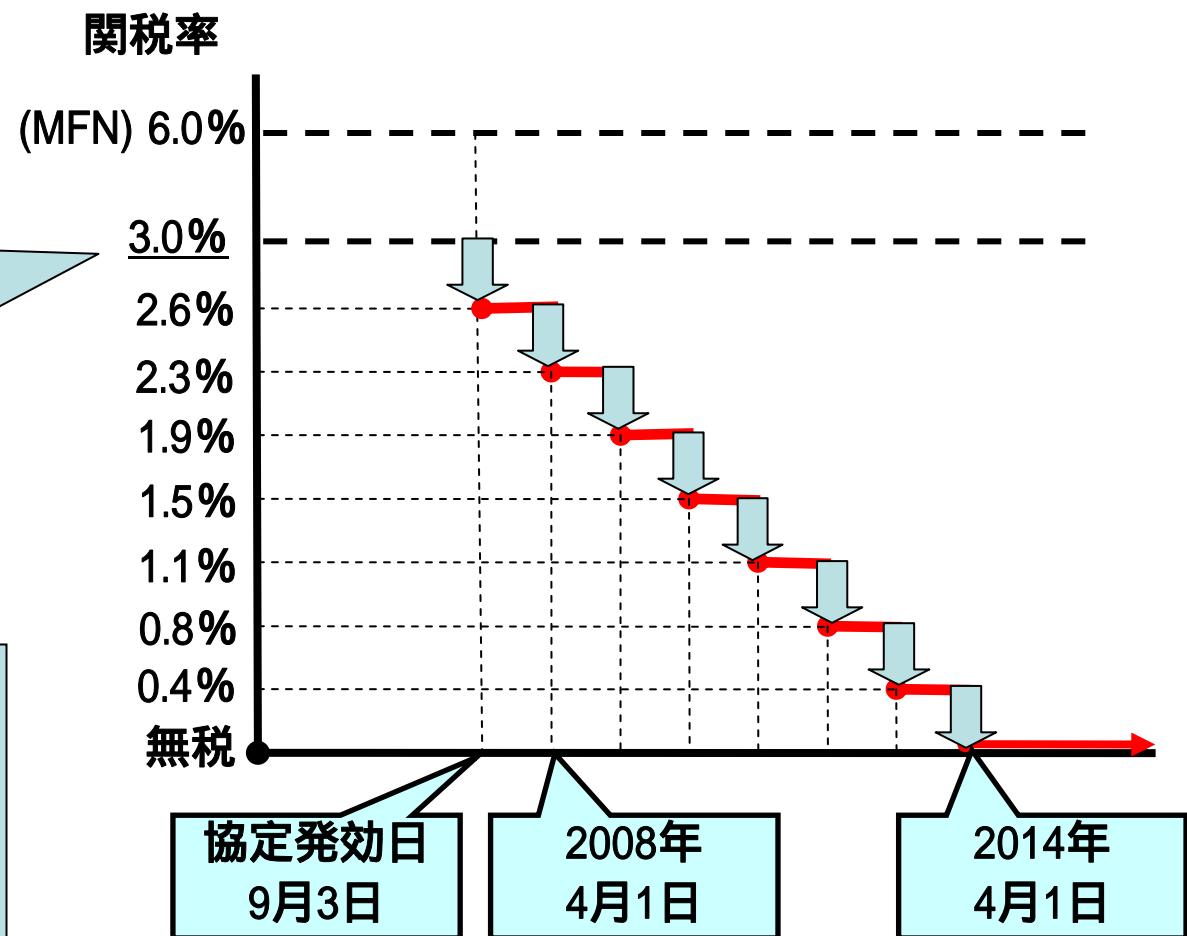
基準税率は2005年4月1日現在のMFN税率。ただし、GSP税率対象品目については、GSP税率が基準税率。
例外品目：精製銅(HS 7403.11-010)等

(X年目の税率の求め方)

$$1\text{回の削減幅} = 3 \div (7 + 1) = 0.375$$

$$X\text{年目の税率} = 3.0 - X \times 0.375$$

従価税の場合0.1%未満の端数を四捨五入



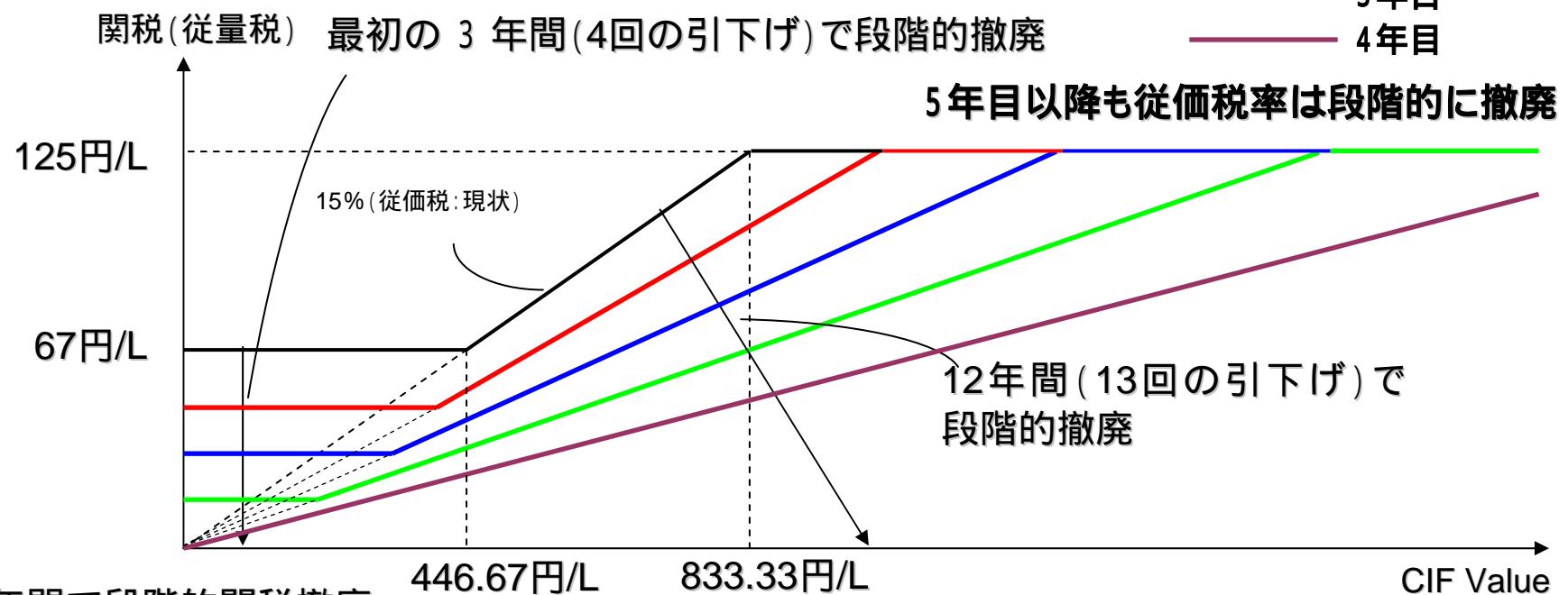
協定の概要：日本側関税譲許パターン等

毎年段階的に関税を均等に引下げを行う例

(例) ボトルワイン (HS 2204.21-020)

基準税率: 15% 又は 125円/ のうちいずれか低い税率。

ただし、下限税率67円/ 区分 B12*



- ・ 12 年間で段階的関税撤廃
- ・ 低価格帯向け従量税 (67 円/L) を最初の 3 年間(4 回の引下げ)で段階的に撤廃
- ・ 従価税 (15 %) を12 年間(13回の引下げ)で段階的に撤廃
- ・ 高価格帯向け従量税 (125 円/L) は上記関税削減期間中は維持され12 年目終了時に撤廃

協定の概要：チリ原産の貨物に適用される税率の概要

(注) 品目数は2007年
ベースの9桁細分

協定発効前
(2007年9月3日より前)

全タリフライン(全9,035品目)

WTO協定税率適用対象品目
(全8,927品目)

$$3,555 \quad (*) \\ = 3,444 + 9 + 108 - 6$$

GSP税率適用対象品目(全3,555
品目)

チリ特恵税率適用対象品目
(全7,889品目)

3,444を含む
 $7,889 = 7,813 + 9 + 67$

協定発効後
(2007年9月3日以降)

全タリフライン

WTO協定税率適用対象品目

チリ特恵税率適用対象品目
(全7,889品目)
(7,813品目)

GSP適用除外品目
(3,444品目)

GSP税率適用対象
品目

(*) GSP税率適用対象3,555品目のうち、6品目については9桁の国内細分を分割してチリ特恵税率を設定していることから、GSP税率適用除外3,444品目と適用対象108品目の両方に計上されている。

67品目 : WTO協定税率、
GSP税率の対象外であつて、チリ特恵税率が新たに設定された品目(石油、石油調製品、木炭、木材等)

9品目 : GSP税率とチリ特恵税率とが並存するもの = メントール、精製銅、腰掛けの部分品

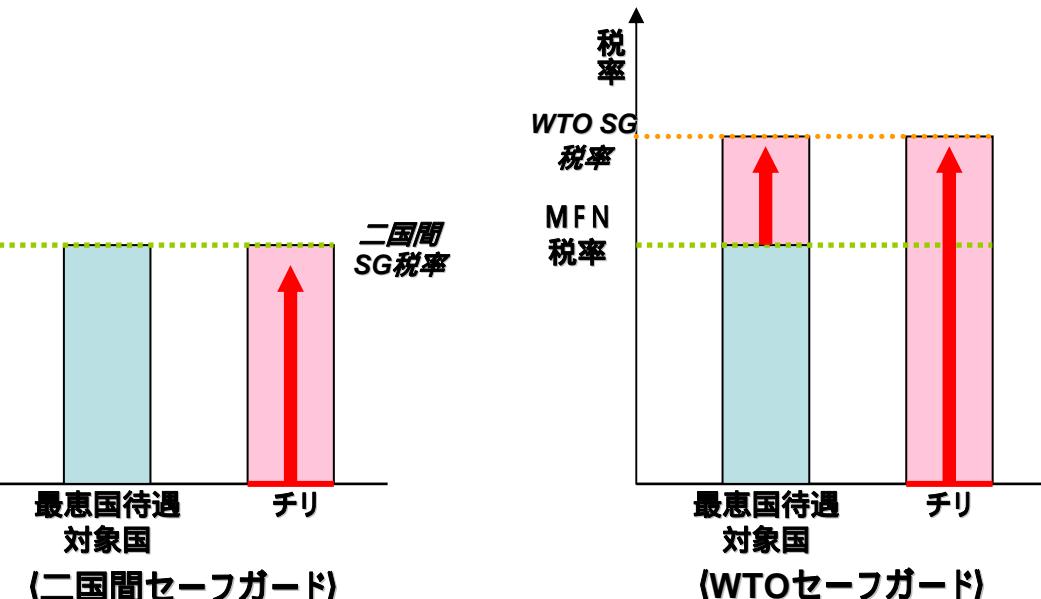
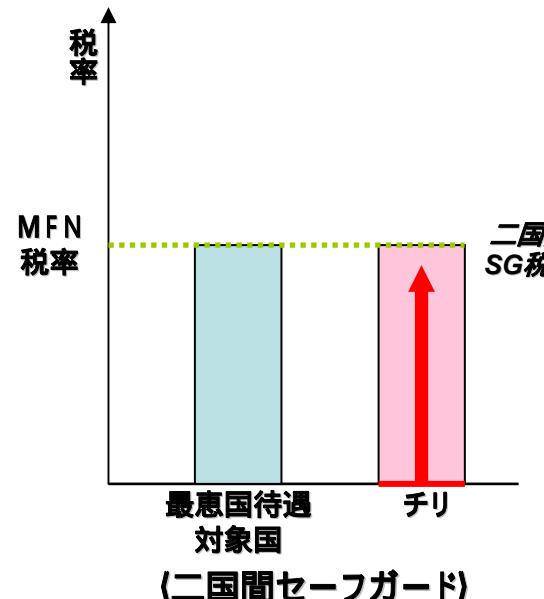
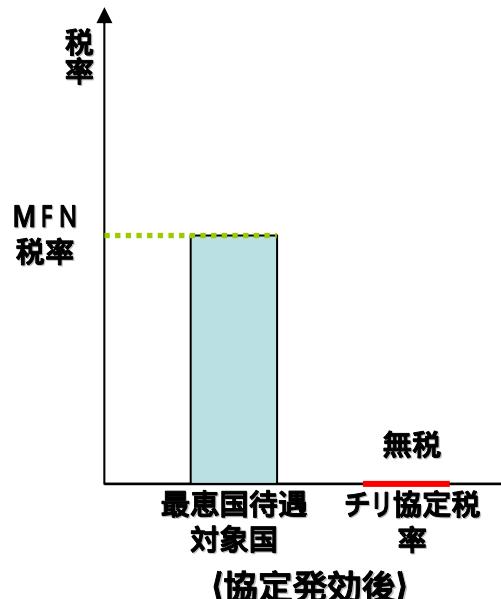
108品目 : GSP税率適用対象品目であつて、チリ特恵税率の設定がないもの

引き続きGSP税率の適用可。取扱いについては、従来と変更なし。

協定の概要：二国間セーフガード措置(その1)

主な要件	規定振り
発動要件	関税の撤廃・引下げの結果により、輸入の絶対的増加が重要な原因となって、国内産業に重大な損害を与える又は与えるおそれがある場合。
措置内容	次のうちいずれかの措置をとることができる。 ◆関税の更なる段階的引下げの停止。 ◆発動時におけるMFN税率 又は 協定発効日前日におけるMFN税率のどちらか低い方までの関税引上げ。

例：日・チリ協定で無税讓許した場合



協定の概要：二国間セーフガード措置(その2)

主な要件	規定振り
発動期間	原則3年以内、例外的に最長4年まで延長可能。
暫定措置	遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合には、200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能。
調査手続	セーフガード協定に定められた一般セーフガードに係る調査手續と同様の手續に従い調査(調査期間は1年)。
事前の協議	セーフガード措置の発動前に相手国と補償について協議を開始。
補償措置	実質的に等価値の関税措置を約束。
対抗措置	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能。
他のSG措置との関係	WTOで規定されるセーフガード措置(WTOセーフガード及び農業協定に基づく特別セーフガード)をとることは妨げない。

協定の概要：原産地規則

第29条 原産品

締約国の原産品とは、原則として次のいずれかの产品

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品
- (c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される产品
(品目別規則及びこの章の他の規定を満足すること)
- (d) 当該締約国において完全に生産される产品
(生産に使用される1又は2以上の非原産材料について関連する関税分類の変更が行われないもの)

第3章 物品の貿易 第14条 関税の撤廃

他方の締約国の原産品について、関税を撤廃、又は引き下げる。

第43条 関税上の特恵待遇の要求

輸出締約国の原産品についての原産地証明書等の要求

協定の概要：税関手続

透明性の確保

- ✓ 法令の情報公開、照会への回答
- ✓ 法令の改正時の周知期間
- ✓ 照会所の設置 等

簡素・調和化

- ✓ 情報通信技術(ICT)の利用
- ✓ リスクマネジメント手法の向上
- ✓ 國際基準への調和 等

適正化
迅速化

フォローアップ機能

- ✓ 税関手続小委員会

協力

- ✓ 新規手続・取締技術の研究、開発、人事交流における協力
- ✓ 不正取引の取締りにおける協力
- ✓ 知的財産権侵害物品の水際取締における協力 等

協定の概要：知的財産

透明性の一層促進

- ✓ 知的財産保護に関する制度についての情報の公開

国境取締

- ✓ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権侵害物品の輸出入差し止め制度の確保

協議メカニズム

- ✓ 知的財産小委員会の設置

協定発効に向けた作業

国内法令の整備後、

- その旨を相互に通告する外交公文の交換（2007年8月4日 交換）
- 交換した日の後、30日目に発効

発効日：

2007年9月3日

EPAに関する情報の主な入手先（日本側）

財務省

[http://www.mof.go.jp/jouhou
/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm)

外務省

[http://www.mofa.go.jp/mofaj
/gaiko/fta/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html)

農林水産省

<http://www.maff.go.jp/kokusai.html#2>

経済産業省

[http://www.meti.go.jp/policy/
trade_policy/epa/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html)

〔ホームページのアドレスは、
2007年8月現在〕

EPAに関する情報の主な入手先 (チリ側)

外務省

国際経済関係総局

<http://www.direcon.cl/index.php?lang=en&accion=>

税関庁

http://www.aduana.cl/p4_principal_eng/site/edic/base/port/home_page.html

〔 ホームページのアドレスは、
2007年8月現在 〕